

県労働委員会委員による

# 労使トラブル

# 無料相談会

## を開催します!

要予約

より良い労使関係を築いて、働きやすい職場づくり

知識や経験豊かな、公益委員(弁護士等)、労働者委員(労働組合役員等)、使用者委員(会社役員等)が、それぞれの立場に立って、お話をお伺いし、3名一組で、ご相談に応じます。

と き 令和6年 **10月21日** 月 14:30~17:00

と ころ 津市栄町1丁目954三重県栄町庁舎5F  
三重県労働委員会室

対 象 県内事業所の労働組合、経営者の方々

相談内容 労働組合(組合員)と使用者の間の労使関係トラブルや、労働組合法・労働委員会制度に関するもの

相談時間 1名(組)様あたり約30分を目安とします

電話かメールで  
事前にお申し込み  
ください!



### 申込期間

令和6年9月20日(金)  
~10月11日(金)17時  
※平日8:30~17:00の間で受付  
(12時~13時除く)



相談は無料  
秘密は厳守

# 例えば、こんな悩みごと…



団体交渉に  
応じてくれない



団体交渉の  
申し入れに対し、  
日時や場所の変更は  
できないのか？

組合活動をしたら  
配置転換された



団体交渉の  
対応の仕方  
で悩んでいる



組合員のみが  
再雇用を  
拒否された

雇止めや  
パワハラ被害といった  
個別事案についても、  
団体交渉に応じなければ  
ならないのか？



## 解決に向けてサポートします！

次のような相談は、対象外です。

- 個々の労働者と使用者との労働問題
- 職場における私的な人間関係のトラブル等



これらのご相談は、  
三重県労働相談室  
☎059-213-8290 へ

労働委員会は、労使間のトラブルを、公正・中立な立場で、  
労使紛争のあっせんや、不当労働行為の審査等によって  
解決するために、法律によって各都道府県に設けられた  
行政機関です。



## 三重県労働委員会事務局

〒514-0004 津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎5階

☎ 059-224-3033    ✉ [roui@pref.mie.lg.jp](mailto:roui@pref.mie.lg.jp)



三重県労働  
委員会のHPは、  
ココから

または、[三重県労働委員会](#) で検索